

佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月25日

佐賀県知事 山口 祥 義

**佐賀県規則第35号**

佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和47年佐賀県規則第74号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																								
<p>(掛金の納付)</p> <p><b>第3条</b> 条例第8条第1項及び第2項に規定する掛金は、月払いとし、所定の納入通知書により毎月末日までに知事が指定する金融機関に納付するものとする。</p> <p><b>様式第4号</b>（第2条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">掛金の納付方法</td> <td>掛金は月払いとし、所定の納入通知書により納付すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>納付先</td> <td>佐賀銀行本支店又は収納代理金融機関</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		略		掛金の納付方法	掛金は月払いとし、所定の納入通知書により納付すること。	略		納付先	佐賀銀行本支店又は収納代理金融機関	略		<p>(掛金の納付)</p> <p><b>第3条</b> 条例第8条第1項及び第2項に規定する掛金は、月払いとし、所定の納入通知書又は口座振替により毎月末日までに知事が指定する金融機関に納付するものとする。</p> <p><b>様式第4号</b>（第2条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">掛金の納付方法</td> <td>掛金は月払いとし、所定の納入通知書又は<u>口座振替</u>により納付すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>納付先</td> <td> <u>1 納入通知書による場合</u> 佐賀銀行本支店 又は収納代理金融機関  <u>2 口座振替による場合</u> 佐賀銀行本支店又は <u>佐賀県農業協同組合本支所</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		略		掛金の納付方法	掛金は月払いとし、所定の納入通知書又は <u>口座振替</u> により納付すること。	略		納付先	<u>1 納入通知書による場合</u> 佐賀銀行本支店 又は収納代理金融機関 <u>2 口座振替による場合</u> 佐賀銀行本支店又は <u>佐賀県農業協同組合本支所</u>	略	
略																									
略																									
掛金の納付方法	掛金は月払いとし、所定の納入通知書により納付すること。																								
略																									
納付先	佐賀銀行本支店又は収納代理金融機関																								
略																									
略																									
略																									
掛金の納付方法	掛金は月払いとし、所定の納入通知書又は <u>口座振替</u> により納付すること。																								
略																									
納付先	<u>1 納入通知書による場合</u> 佐賀銀行本支店 又は収納代理金融機関 <u>2 口座振替による場合</u> 佐賀銀行本支店又は <u>佐賀県農業協同組合本支所</u>																								
略																									

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。